

地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会機能の追加について

【国の動向】

◎「交通政策基本法」【平成 25 年 成立・施行】

→交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定めた基本法制

○基本理念

・「豊かな国民生活の実現」、「国際競争力の強化」、「地域の活力の向上」、「大規模災害への対応」など

○主な施策

・まちづくりと一体となった公共交通ネットワークの維持・発展を通じた地域の活性化
 ・国際的な人流・物流・観光の拡大を通じた国際競争力の強化
 ・少子高齢化の進展を踏まえたバリアフリー化をはじめとする交通の利便性向上 など

○交通政策基本計画

・国は以上のような交通施策に関する基本的な計画「交通政策基本計画」を策定して閣議決定し、その推進を図る

◎「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化再生法）」【平成 26 年 一部改正・施行】

→交通政策基本法の基本理念にのっとり、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための取組を推進

○基本方針として「まちづくりとの連携」を明確化

○地域公共交通網形成計画の策定

○地域公共交通再編実施計画の策定（形成計画に基づき面的な公共交通ネットワークの再構築を行う場合）

◎活性化再生法に基づく「法定協議会」の設置

→自治体が関係者により構成される協議会を設置し、「地域公共交通網形成計画」の策定及びその内容等について協議

【今後の方針】

「公共交通会議」を「法定協議会」に位置付け

◎「豊田市公共交通会議」

→道路運送法に基づき、地域の実情に即した旅客運送の確保と輸送サービスの実現に必要な事項等について協議

◎「地域公共交通網形成計画」

→持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を図るための計画

○主な内容（従来の「地域公共交通総合連携計画」に追加して）

・コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
 ・地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築 など

見直し後の「公共交通基本計画」を「形成計画」に位置付け

◎「豊田市公共交通基本計画」（見直し前）

→本市の公共交通のあり方を示し、「都市としての一体性の形成」、「交流人口拡大による地域の活性化」などを図るため、「利便性の高い公共交通ネットワークを構築すること」を目的とする

【期待される効果】 ・国の方針と歩調を合わせることで、より実効性のある事業推進が可能となる
 ・バス運行にかかる補助金など、国の財政支援が期待できる

1 趣旨

地域公共交通活性化再生法の改正（H26 施行、以下「活性化再生法」という。）により、今後の公共交通は、地方公共団体が中心となり、コンパクトシティの実現に向けたまちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築することが推奨された。

上記の推進のためには、地方公共団体が活性化再生法に基づく協議会を組織し、同法に基づく「地域公共交通網形成計画」（以下、「形成計画」という。）の作成および計画の実施に必要な協議を行うことができるとしている。

豊田市では、今後の事業推進を国の方針に沿い実効的に進めるため、公共交通会議に活性化再生法に基づく法定協議会の機能を追加するとともに、現在見直し中の公共交通基本計画を形成計画案と位置付けて策定準備を進める。

2 活性化再生法の改正について

持続可能な地域公共交通網の形成に資するため、形成計画の策定に際し、主に以下の点を記載事項とすることが示された。

- ・ 形成計画の達成事項の評価
- ・ コンパクトシティ化など施設の立地の適正化に関する施策との連携
- ・ まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ・ 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの構築
- ・ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
- ・ 住民の協力を含む関係者の連携
- ・ 広域性の確保
- ・ 数値化した目標設定

3 法定協議会の設置及び形成計画等策定の効果

(1) 補助優遇

(形成計画策定の場合)

- ・ バス運行費補助の交付額の削減額が緩和される

(※地域公共交通網再編実施計画策定の場合)

- ・ バス運行費補助の交付額の削減が除外
- ・ バス運行補助の適用が拡大 ほか

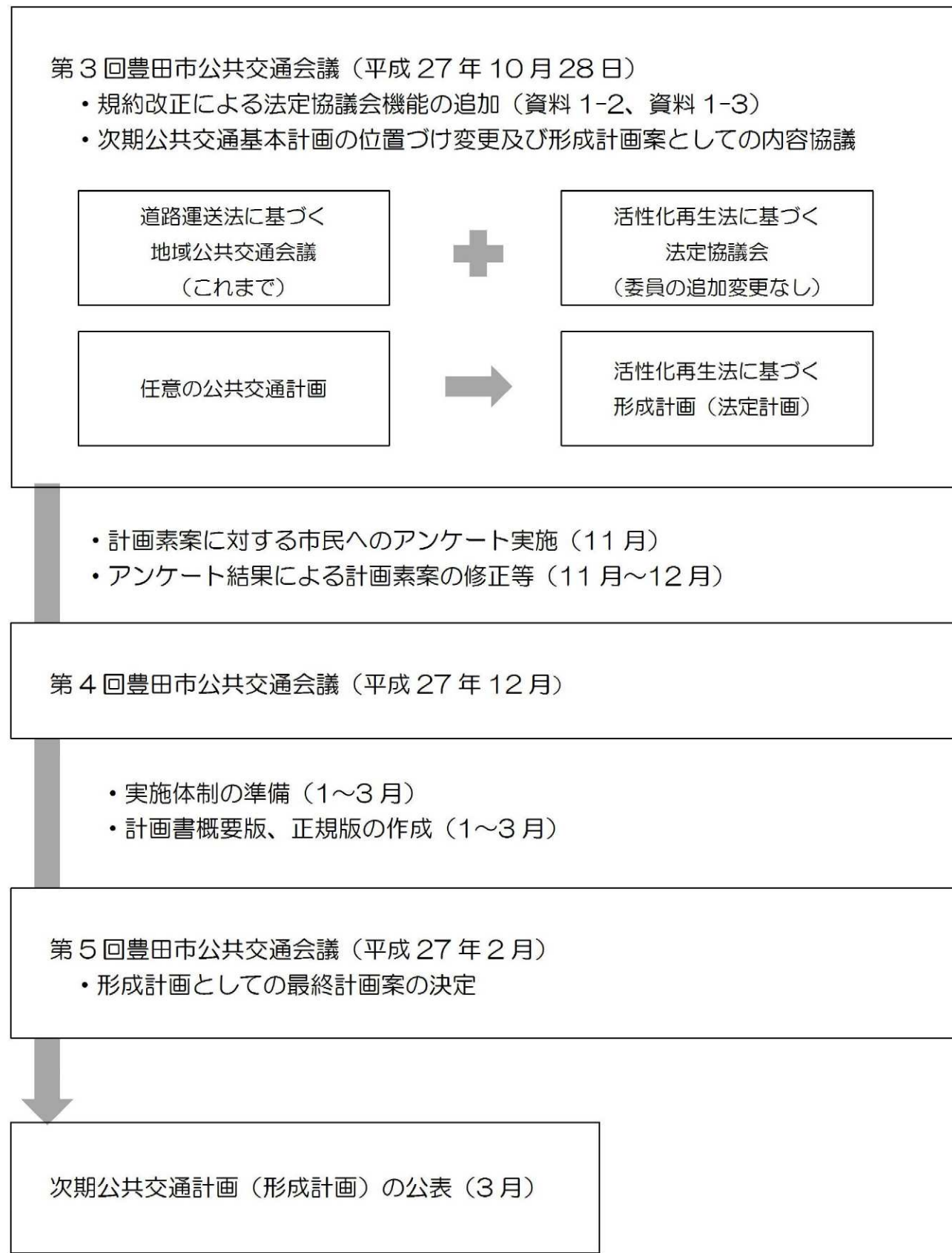
(2) その他優遇（地域公共交通網再編実施計画策定の場合）

国による計画実施の支援

- ・ 手続きのワンストップ化
- ・ 運賃、料金の審査省略
- ・ 計画の阻害行為の禁止（許認可制限）
- ・ 大臣の勧告、命令効果

※地域公共交通網再編実施計画
 形成計画において、事業者の同意のもと地方公共団体が策定する交通再編のための実施計画
 ・ デマンド交通への転換、乗降場の改善、複数路線の再編と乗り換え拠点の設定など
 ・ 国土交通大臣が認定し実施を後押し

4 豊田市公共交通会議の位置づけと今後のスケジュール



現 行

改 正 案

豊 田 市 公 共 交 通 会 議 規 約

豊 田 市 公 共 交 通 会 議 規 約

第1条 省略

第1条 省略

(目 的)

第2条 交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保とその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置するものとする。

第2条 交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保とその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成等に関する協議及び形成計画等の実施に関する連絡調整を行うものとする。

(協議事項)

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる活動を行う。

第3条 交通会議は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 豊田市における総合的な公共交通計画の検討及び定期的な見直し
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃・料金等に関する協議
- (3) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する協議
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業に関する協議
- (5) 交通会議の運営方法の検討その他交通会議が必要と認める事項

- (1) 豊田市における形成計画の検討及び定期的な見直し
- (2) 形成計画に基づく事業の実施に関する協議
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃・料金等に関する協議
- (4) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する協議
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関する協議
- (6) 交通会議の運営方法の検討その他交通会議が必要と認める事項

第4条から第10条まで 省略

第4条から第10条まで 省略

附則 省略

附則 省略